

吸収分割にかかる事前開示書面

2026 年 6 月 11 日

(吸収分割承継株式会社) オリックス株式会社

代表執行役 高橋 英文

当社は、筑波リース株式会社（本社：茨城県つくば市東新井 15 番 4、社長：長島 明伸、以下「筑波リース」）との間で 2026 年 5 月 27 日に締結した吸収分割契約書（別紙 1）に基づき 2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、当社の連結子会社である筑波リースを吸収分割会社とする吸収分割（以下「本分割」）を行うことといたしました。

そこで、当社は、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を下記の通り開示いたします。

記

1 吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2 吸収分割の対価に関する定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

当社は、筑波リースの 2026 年 7 月 31 日時点の産業用機械、事務用機器、コンピュータ、医療機器、光学精密機器、電気機器、輸送用機器（但し、自動車を除く。）及び什器備品等に係るリース・割賦販売事業における債権の価額を、吸収分割の対価として支払う予定です。なお、対価となる承継対象事業に係る債権の価額を算定するにあたっては、帳簿簿価を基準として算定・決定していることから、相当であると判断しております。

3 筑波リースについての次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

最終事業年度の筑波リースの計算書類等は別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（同号ハ）

該当事項はありません。

4 当社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（同号イ）

該当事項はありません。

5 本分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

貸借対照表における当社（連結）の令和 8 年 3 月 31 日現在の資産の額は 18,002,776 百万円、負債の額は 13,378,965 百万円、純資産の額は 4,573,068 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。当社は、米国会計基準のため、純資産は当社株主に帰属する株主資本合計を記載しています。

本分割により、当社を承継会社として移転する債権の価額は 2,166 百万円、負債の価額は 8 百万円となる見込みです。

また、本分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。したがって、本分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況等に鑑み、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

6 吸収分割契約備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、会社法施行規則第 192 条第 1 号ないし第 7 号に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項（会社法施行規則第 192 条第 8 号）

会社法施行規則第 192 条第 1 号ないし第 7 号に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することといたします。

以上

吸収分割契約書

筑波リース株式会社（以下「甲」という。）及びオリックス株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

1. 甲は、本契約に従い、甲を分割会社、乙を承継会社とする吸収分割により、甲の営む産業用機械、事務用機器、コンピュータ、医療機器、光学精密機器、電気機器、輸送用機器（但し、自動車を除く。）及び什器備品等に係るリース・割賦事業及びその他一切の事業（以下「本事業」という。）に関する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号のとおりである。
 - (1) 甲（分割会社）
商 号 筑波リース株式会社
住 所 茨城県つくば市東新井 15 番 4
 - (2) 乙（承継会社）
商 号 オリックス株式会社
住 所 東京都港区浜松町 2-4-1

第2条（承継する権利義務）

1. 甲は、本契約の定めに従い、本吸収分割の効力発生日（第4条に定義する。以下同じ。）において、吸収分割の方法により、本事業に関する別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 甲の乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。
3. 本承継対象権利義務に含まれない債務又は義務につき、乙が債権者又は権利者である第三者からの請求に応じて履行その他の負担をしたときは、乙は甲に対してその負担の全額について求償することができる。但し、乙は、本承継対象権利義務に含まれない債務又は義務について第三者からの請求を受けた場合には、直ちに甲に対しその旨を通知するとともに、甲との間で協議を行うものとし、当該請求に対する履行その他の負担等の対応については甲との間の協議に従うものとする。

第3条（本分割に際して交付する金銭等）

1. 乙は、本分割に際して、前条に基づき承継する権利義務の対価（以下「本対価」という。）として、2026年7月31日（以下「計算基準日」という。）における産業用機械、事務用機器、コンピュータ、医療機器、光学精密機器、電気機器、輸送用機器（但し、自動車を除く。）等に係るリース・割賦債権の帳簿価額から、計算基準日における割賦未実現利益及び別紙「承継権利義務明細表」2.③に記載の現預金を控除するとともに、当該リース・割賦債権に基づき契約先から回収すべき金員に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額が簿外で存在するものについては当該額を加算して、甲に対して支払う。
2. 乙は、本対価として、計算基準日における想定 の帳簿価額金 2,158,453,982 円（以下「想定簿価」という。）を効力発生日の翌営業日に甲に支払う。但し、当該支払日以降、想定簿価と実際の価額（以下「確定対価」という。）に差異があることが判明した場合は、甲及び乙は、別途合意する方法により想定簿価と確定対価の差異を精算する。

第4条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2026年8月1日（以下「効力発生日」という。）とする。但し、本吸収分割の手續の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。

第5条（機関決定）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本吸収分割に必要な機関決定を実施するものとする。

第6条（効力発生後の誓約事項）

1. 効力発生日後、本吸収分割において相手方が受けるべきとされた債権の弁済その他の利得を受けた場合には、当該相手方に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該利得を受けた日から7営業日以内に、当該利得等相当額を相手方に対し償還する。
2. 本吸収分割により甲から乙に承継する資産に賦課される公租公課、並びに当該資産に係る賃料、ガス、水道、電気、通信その他の費用及び保険料については、日割計算により、効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲の負担とし、効力発生日以降の期間に対応する部分は乙の負担とする。

第7条（善管注意義務）

甲は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務を執行するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上で実行する。

第8条（本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本事業若しくは本事業に係る資産、債務、契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は本分割の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じた場合は、甲及び乙は、協議及び合意の上で、本分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第5条に定める甲又は乙の機関決定が得られないときは、その効力を失う。

第10条（準拠法及び紛争解決）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項の解釈に関して疑義が生じた場合は、誠意をもって協議の上、これを解決する。

〔以下余白〕

本契約締結の証として、本契約の原本を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2026 年 5 月 27 日

甲：

つくば市東新井15番4
筑波リース株式会社
代表取締役 長島 明伸



乙：

東京都港区浜松町2丁目4番1号
オリックス株式会社
代表執行役 高橋 英丈



承継権利義務明細表

乙が、効力発生日において本分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、次のとおりとする。但し、資産及び債務の評価については、2026年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに計算基準日までの増減を加除した上で確定するものとする。

1. 契約

次に定める契約 No. にて特定する契約及び 2026 年 4 月 1 日から効力発生日の前日まで甲が締結した本事業に関するリース・割賦契約（以下総称して「承継対象契約」という。）に係る契約上の地位及び権利義務の一切

7640	7419	8032	8476	8342	8536	7137	7464	8055	8571
7809	7810	8211	8212	8427	8462	8561	7340	7406	7507
7565	7582	7718	7731	7808	7848	8741	7785	8846	8419
7749	7767	7996	8296	8297	7318	7079	8677	8915	6848
8395	7780	8705	8604	8669	7421	8786	7862	8905	7820
7821	8027	8101	8102	8489	8527	8528	8569	8570	8622
8663	8724	8782	8783	8814	7075	8900	8490	7685	7978
8108	8495	6811	7399	7400	7564	7629	7630	7645	7577
8121	8169	8562	8849	6845	7251	8237	7885	8294	8735
8856	6850	6851	7107	7639	7622	7623	7656	8330	8565
7447	7537	7776	8377	8767	8906	7570	7782	7976	8238
8591	8010	8284	8429	8555	8619	7774	8198	8508	8665
8930	7769	7770	7912	8074	8221	8253	8399	7439	7590
7987	7677	7229	7958	8599	8079	8722	8316	8317	8676
8365	8606	7226	8957	8958	7909	7891	7829	7830	8263
8465	8466	8467	8428	7521	8557	7854	8396	7711	7735
8188	8609	8761	8605	7858	7998	8369	8208	8209	8210
8475	8505	8610	8696	8924	8998	7271	8240	8306	8381
8532	8807	6931	8810	7730	8471	7121	8204	8376	7440
7825	8090	8877	7670	8215	7540	8834	8313	8361	8497
8154	7736	8328	7871	8159	7515	8045	6782	8430	7574
7654	7660	7779	7929	8598	7559	8161	8498	7805	8719
7530	7968	8493	8572	8573	8770	7264	8016	8017	8018
8443	8750	7613	8193	8574	8575	8576	8239	8290	8291
8435	7544	8096	8219	8343	7788	7569	8644	7489	7169
7777	7778	7843	8293	8088	7922	8244	8245	8308	8309
8322	8590	8821	8822	8823	8329	8914	7603	7914	7915
7967	8942	7993	8655	6800	6876	8468	8469	7299	6882
6883	6927	7209	7210	7626	8203	8635	7746	8614	8615
8647	7465	8190	8987	7150	7745	7771	7668	6732	7695
7344	8852	6911	8019	8020	7775	8183	8184	8185	8186

7581	7721	7506	8389	7451	7520	8120	8151	8152	7278
8050	6984	7074	7379	7648	7707	6833	7589	7632	7662
7890	8668	7610	7612	8100	8373	6842	8504	6880	7787
6937	6975	8026	8879	7764	8123	7032	7416	7563	7667
8687	7943	7811	8709	8502	6849	7180	7187	7207	7571
7694	7250	8792	7356	7408	7413	7444	7433	7684	7753
7438	7446	7449	7456	7463	7468	7503	7504	7505	8130
8380	8432	8433	8136	8350	7474	7492	7494	7479	7488
7497	7527	7723	8105	7529	8310	7531	7551	7557	7576
7618	7647	7583	7587	7595	7602	8408	7606	7609	7631
7761	8089	7641	7663	7665	7933	7934	7666	7669	7956
7686	8071	7692	8446	8447	8448	8667	9008	9009	7784
7699	7701	7733	7738	7739	7758	7759	7772	7773	7889
7906	7990	8006	8872	9004	9005	7786	7792	7793	7794
7795	8128	8327	7812	7813	7901	7902	7905	7927	7851
7866	7872	8084	7900	7903	7984	7917	7923	7935	7949
7951	8067	7954	7963	7964	7971	7490	8131	8000	8205
8011	8034	8043	8044	8162	8464	8156	8080	8109	8083
8106	8626	8627	8628	8114	8139	8929	8118	8124	7499
7844	7907	8713	8149	8351	8163	8164	8192	8213	7194
7195	7196	8836	8249	8341	8374	8375	8660	8283	8558
8285	8303	8319	8334	8349	8362	8367	8371	8378	8385
8400	8707	8812	8013	8426	8437	8444	8480	8470	8472
8477	8594	8479	8486	8487	8492	8506	8529	8543	8541
8568	8580	8586	8611	8616	8671	8672	8703	8632	8758
8641	8651	8652	8654	8439	8684	8692	7081	8740	8757
8716	8733	8737	8739	8746	8756	8759	8831	8768	8784
8771	8811	8819	8837	8838	8853	8854	8860	8878	8980
8886	8909	8911	8916	8932	8945	8946	8982	7847	7857
7136	7535	7536	7585	7607	7965	7999	8481	8731	8732
9021	7977	756	757	758	5047	5898	5899	6301	760
795	802	5651	5829	6259	6673	6826	6904	7174	7283
814	829	830	5114	5491	6019	6427	7070	7117	833
5305	842	5237	5655	5656	5787	5788	918	5915	5916
6507	6784	6982	6983	936	7402	941	6370	6371	6819
7350	7351	7352	6663	6664	6939	6940	7113	977	978
6151	980	6551	6571	6715	984	988	997	1001	1002
1004	1005	6783	1009	1010	6453	6395	1050	1051	1080
1100	5645	5646	7016	7301	6788	6865	6867	7445	5387
1163	1168	6641	5793	1215	7343	5904	7396	1234	1235
1236	1237	1238	1239	1240	1241	1265	1266	6104	6477
6478	7566	6712	7308	1297	1298	6397	1323	7371	5135
1371	1376	6892	6432	6964	1437	1442	1445	5273	5759

6049	6050	6087	6169	1454	1466	1485	1486	1487	6131
1491	1504	7258	6080	6342	1556	7220	5397	6891	1595
5054	5062	6760	6716	1680	5588	5589	1691	1692	1694
1695	1696	1722	6661	5808	5951	6649	6650	7306	7341
7367	1766	5920	1791	7295	1810	1824	7336	1892	1897
1943	1949	7791	1966	1989	1998	1999	7152	6412	6976
2072	2085	2095	2102	2139	5268	5672	2154	2175	5798
7087	7393	2251	2252	6615	2280	2281	2284	1994	6316
6497	7047	7048	2302	2319	2320	2343	5209	5210	7227
7154	6335	2359	2371	2386	2387	6466	7386	6797	7182
5497	2444	2445	6692	5542	6963	6813	6909	6308	7222
5189	5506	2464	2465	6374	6431	7149	2466	2467	5069
5541	7330	7331	6949	5732	6701	6886	6887	6888	5492
5569	6213	6214	6311	6576	6577	6578	6579	6597	6598
6599	6600	6601	6607	6762	6024	6720	5715	5751	5905
5906	6056	6057	6058	6179	6180	6273	6980	7178	6671
5901	5902	5903	6292	5731	5963	7189	6033	6028	6365
6366	6505	6426	6124	6202	6245	6246	6260	6261	2469
6287	6360	6362	6394	6382	6403	6535	6536	6433	6447
6483	6552	6596	6753	6955	6690	6693	6950	7038	7039
7043	7044	7320	6767	6768	7030	6805	6820	6821	7380
7409	6681	6682	7006	6889	6890	1600	6908	7172	7009
7073	7088	7097	7115	7132	7382	7145	5754	7184	7185
7261	7275	7365	7414	6809	6810	6863	7236	7234	7235
7241	8434	8355	7024	7080	7353	7926	8482	7347	7462
7556	7651	8442	7483	7484	7485	8014	8366	6793	7385
8744	8673	8674	7478	7552	7879	8024	8025	8171	8312
8323	8567	8603	8729	8967	8968	8007	8352	7443	8072
8926	7948	8246	8321	8650	7834	8009	8292	8423	8787
8850	8947	6837	7496	7658	7500	7864	7865	8111	8113
8122	8127	8138	8173	8282	8332	8388	8422	8440	8441
8531	8566	8621	8645	8646	8727	8742	8781	8815	8816
8861	8943	9001	7625	8941	7802	7542	7942	8103	8999
7743	6482	7424	7452	8695	8884	8711	8712	7345	8119
8153	7165	7166	7203	7646	7050	7373	8706	7026	8530
7071	8311	7173	7273	7332	7394	7458	8496	7514	7524
7539	7558	7617	7673	7674	7675	7855	7856	8168	7720
9006	7985	7920	8001	8008	8073	8148	8158	8206	8220
8286	8287	8288	8289	8300	8314	8697	8608	8320	8813
8421	8461	8488	8540	8612	8620	8624	8625	8656	8659
9030	8862	8891	8903	8747	8920	8959	8199	8200	

2. 資産及び債務

承継対象契約に関連する以下の資産及び債務

① リース債権及び割賦債権その他債権

② 動産

③ 預金 8,211,833 円（疑義を避けるために付言すると、前受けリース料（再リース料を含む。）及び前受け賦払金相当額の現預金（異議申述により信託・弁済された額を除く。）を内訳とする。）

④ 前受けリース料（再リース料を含む。）・前受け賦払金に係る債務

3. 除外事項

前各項の規定にかかわらず、甲が本吸収分割の効力発生後に甲を維持・運営するにあたり必要となる資産、契約上の地位並びに権利及び義務は、承継対象から除外する。

4. その他

本承継対象権利義務のうち、法令その他の規制上、承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務その他合理的な理由に基づき承継が不適当な権利義務については、甲乙協議し合意の上、本承継対象権利義務から除外することができる。また、承継の必要性が認められる権利義務等については、甲乙協議し合意の上、本承継対象権利義務に含めることができる。



事 業 報 告

第45期決算

(2025年 4月 1日 から)
(2026年 3月31日 まで)

筑波リース株式会社
代表取締役 長島 明伸

第45期末(2026年 3月31日現在)貸借対照表

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,095,436,524	流 動 負 債	1,853,333,058
現金および預金	81,267,809	買 掛 金	139,274,566
割 賦 債 権	956,952,757	未 払 金	40,993,449
リース投資資産	3,055,272,417	短 期 借 入 金	740,000,000
賃貸料等未収入金	2,962,025	長 期 借 入 金	793,000,000
前 払 費 用	5,490,439	(1 年 以 内 返 済 予 定)	
未 収 収 益	2,336,455	未 払 法 人 税 等	1,393,300
その他の流動資産	2,054,622	未 払 消 費 税 等	28,144,091
貸 倒 引 当 金	△ 10,900,000	未 払 費 用	20,764,605
		前 受 金	3,012,900
		前 受 収 益	13,917,085
		割 賦 未 実 現 利 益	53,035,012
		賞 与 引 当 金	1,190,000
		その他の流動負債	18,608,050
固 定 資 産	67,875,704	固 定 負 債	1,299,899,414
有形固定資産	28,683,714	長 期 借 入 金	1,289,500,000
リース資産	27,715,662	役員退職慰労引当金	2,310,000
建物附属設備	159,835	繰 延 税 金 負 債	8,089,414
器具備品	808,217	負 債 合 計	3,153,232,472
無 形 固 定 資 産	677,880	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	677,880	株 主 資 本	1,010,079,756
投資その他の資産	38,514,110	資 本 金	20,000,000
破産更生債権等	51,899,264	利 益 剰 余 金	990,079,756
長期前払費用	1,440,056	利 益 準 備 金	5,000,000
その他の投資その他資産	5,374,790	そ の 他 利 益 剰 余 金	985,079,756
貸 倒 引 当 金	△ 20,200,000	別 途 積 立 金	150,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	835,079,756
		純 資 産 合 計	1,010,079,756
資 産 合 計	4,163,312,228	負債及び純資産合計	4,163,312,228

第45期 2025年 4月 1日から
2026年 3月31日まで 損益計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,850,926,703
リ ー ス 売 上 高	1,093,335,409	
割 賦 売 上 高	613,695,834	
そ の 他 の 売 上 高	143,895,460	
売 上 原 価		1,696,194,812
リ ー ス 原 価	954,818,089	
割 賦 原 価	585,268,212	
そ の 他 の 原 価	138,384,686	
資 金 原 価	17,723,825	
売 上 総 利 益		154,731,891
販売費及び一般管理費		126,076,372
営 業 利 益		28,655,519
営 業 外 収 益		96,971
雑 収 入	96,971	
経 常 利 益		28,752,490
税引前当期純利益		28,752,490
法人税・住民税および事業税		6,641,863
法人税等調整額		1,582,419
当 期 純 利 益		20,528,208

販売費および一般管理費の明細

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	351,932	
役 員 報 酬	12,600,000	
給 料 手 当	64,329,641	
賞 与	3,121,000	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	1,190,000	
役員退職慰労引当金繰入額	840,000	
退 職 給 付 費 用	52,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	12,169,445	
租 税 公 課	1,121,982	
支 払 手 数 料	1,435,669	
減 価 償 却 費	579,308	
旅 費 交 通 費	2,156,369	
賃 借 料	2,093,787	
福 利 厚 生 費	155,401	
店 舗 関 係 費	9,740,031	
事 務 用 消 耗 品 費	334,508	
電 算 機 関 係 費	9,853,374	
通 信 費	1,010,748	
会 議 交 際 費	828,809	
そ の 他	2,112,368	
計	126,076,372	

株主資本等変動計算書
自 2025年 4月 1日
至 2026年 3月31日

(単位：円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			任意 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	20,000,000	5,000,000	150,000,000	814,551,548	969,551,548	989,551,548	989,551,548
当期変動額							
当期純利益				20,528,208	20,528,208	20,528,208	20,528,208
当期変動額合計				20,528,208	20,528,208	20,528,208	20,528,208
当期末残高	20,000,000	5,000,000	150,000,000	835,079,756	990,079,756	1,010,079,756	1,010,079,756

個 別 注 記 表

1、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2、重要な会計方針に係る事項に関する注記

貸借対照表および損益計算書の作成にあたって採用した重要な会計処理の原則および手続は、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減価償却の方法

ソフトウェア …………… 定額法

リース資産・賃貸資産 …… リース資産はリース期間満了後の簿価を、賃貸資産は購入金額をリース期間定額法で減価償却しております。

その他の有形固定資産 …… 定率法

主な耐用年数(器具備品 5年～20年)

(2) 重要な引当金の計上方法

ア、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に取立不能見込額を検討して必要額を計上しております。

イ、賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

ウ、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当期末日における役員退職給付債務の見込額を計上しております。

エ、退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、将来の当期末日における退職給付債務の見込額を計上しております。

(3) ファイナンス・リース取引に係る売上高および売上原価の計上方法

リース料の受取時(またはリース料を収受すべき時)に売上高とそれに対応する売上原価を利息法により計上しております。

(4) 割賦販売取引の計上方法

割賦販売取引は商品の引渡時に、その契約高の全額を割賦債権に計上し、支払期日到来のつど、割賦売上高とそれに対応する割賦原価を2023年度より利息法で計上しております。

(5) オペレーティング・リース取引の収益の計上方法

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月あたりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

割賦契約の消費税に関しては、延払基準廃止に伴い2023年度より2023年4月1日以降の実行に関しては割賦販売総額の消費税一括認識とし、それ以前の実行に関しては経過措置を採用し10年間での収益均等計上処理といたしております。

3、貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

リ　ー　ス　資　産	43,728 千円
社　用　資　産	3,382 千円
計	47,110 千円

(2) リース契約により使用する重要な社用資産

貸借対照表に計上した社用資産のほか、車両については、リース契約により使用しております。

(3) リース投資資産・リース資産・賃貸資産および割賦債権

リ　ー　ス　投　資　資　産	3,055,272 千円
リ　ー　ス　資　産	27,715 千円
割　賦　債　権	956,952 千円

(4) リース債権に係る当期末日後の回収予定額

1 年 以 内	1,038,251 千円
1 年 超 2 年 以 内	873,876 千円
2 年 超 3 年 以 内	654,603 千円
3 年 超 4 年 以 内	431,940 千円
4 年 超 5 年 以 内	200,482 千円
5 年 超	86,587 千円
計	3,285,739 千円

(5) 割賦債権に係る当期末日後の回収予定額

1 年 以 内	434,541 千円
1 年 超 2 年 以 内	211,251 千円
2 年 超 3 年 以 内	151,674 千円
3 年 超 4 年 以 内	91,291 千円
4 年 超 5 年 以 内	43,028 千円
5 年 超	18,877 千円
計	950,662 千円

(7)関係会社に対する金銭債権・債務

親会社の金銭債権債務

短期金銭債務 833 千円

関連会社の金銭債権債務

短期金銭債権 754 千円

短期金銭債務 561 千円

4、損益計算書に関する注記

(1)リース売上高の内訳

ファイナンス・リース売上	1,031,945 千円
再リース売上	43,502 千円
転リース差益	17,721 千円
その他の収入	167 千円
計	1,093,335 千円

(2)割賦売上高の内訳

割賦売上 613,695 千円

(3)その他の売上高内訳

リース資産売上	121,661 千円
解約損害金	9,497 千円
その他の収入	12,737 千円
計	143,895 千円

(4)リース原価の内訳

ファイナンス・リース原価	884,261 千円
リース資産償却費	15,067 千円
固定資産税等諸税	38,042 千円
保険料	6,228 千円
その他のリース原価	11,220 千円
計	954,818 千円

(5)割賦原価の内訳

割賦原価	579,935 千円
自動車税等諸税	818 千円
保険料	2,167 千円
その他の割賦原価	2,348 千円
計	585,268 千円

(6) その他原価は処分原価等であります。

(7) 資金原価の内訳

支	払	利	息	17,739	千円
---	---	---	---	--------	----

(8) 関係会社との取引高

親会社との取引高

売	上	高	427	千円
---	---	---	-----	----

支	払	高	26,075	千円
---	---	---	--------	----

関連会社との取引高

売	上	高	11,359	千円
---	---	---	--------	----

支	払	高	173,394	千円
---	---	---	---------	----

5、株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末日における発行済株式の数	40,000	株
---------------------	--------	---

6、税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	2,364	千円
--------------	-------	----

役員退職慰労金引当金超過額	818	千円
---------------	-----	----

賞与引当金超過額	421	千円
----------	-----	----

未払事業税	181	千円
-------	-----	----

未払費用	61	千円
------	----	----

電話加入権	172	千円
-------	-----	----

合 計	4,017	千円
-----	-------	----

繰延税金負債

2023年3月末以前割賦実行延払・利息法
差額

12,106	千円
--------	----

7、1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの当期純利益	513円20銭
-----------------	---------

(2) 1株当たりの当期純資産額	25,251円99銭
------------------	------------

8、重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。